

幼稚園・小中学校臨時職員

◎幼稚園

- ① 臨時教諭：若干名
 - ② 非常勤事務員：若干名
- 資格等：いずれも幼稚園免許
取得者又は取得見込みの人

◎小・中学校

- ① 非常勤事務員：若干名

受付期間：1月13日(火)

～1月30日(金)

採用試験

とき：2月11日(水)

ところ：中央公民館

申込み・問合せ

教育総務課 ☎21151

学校教育課 ☎21152

やり直し着付け講座

とき：1月23日(金)～3月6日

(金)の毎週金曜日(2月13日

(金除く)

18時30分～20時30分

対象：以前に着付けを習った

ことがあるけれどももう一度

習いたい人

準備物：袴あひせの着物一式

定員：8名(多数の場合抽選)

申込期限：1月16日(金)

申込み・問合せ：サンライフ

笠岡 ☎15333

お知らせ

平成22年度からの固定資産税・都市計画税の変更点について

線引き廃止について

市は、今年4月1日の線引き廃止に向けて準備を進めています。線引き廃止に伴い、土地利用規制や開発許可等がどのように変わるのかについて、別紙パンフレットを作成しましたのでお知らせします。線引き廃止と市税

◎現在の市街化区域(以下、

「用途地域」とします)に所在する土地や家屋に対し、都市計画税を引き続き課税します。

これは、下水道などの都市基盤整備を今後も用途地域から優先的に進めていく方針に変更がないためです。

◎用途地域内に所在する農地(田・畑)及び山林は、従

来宅地なみ評価としていましたが、原則として平成22年度から評価額が下がります。(賦課期日が1月1日なので、平成21年度課税は線引き廃止前の状況を基に決定します)

例外として、次のような場合は引き続き宅地なみ評価となります。

- 農業委員会から転用許可を受けた農地である場合
- 団地内にあるなど、明らかに宅地化が容易である場合
- 宅地の一部を農地として利用している場合(家庭菜園程度の利用状況である場合は、宅地とみなします)

◎税金の計算方法は概ね次のとおりです。(償却資産については省略します)

納税義務者

- ① 固定資産税：笠岡市内に所在する土地・家屋の所有者
- ② 都市計画税：用途地域(現在の市街化区域)内に所在する土地・家屋の所有者

税率：①1.4% ②0.3%
計算式：税額＝課税標準額×税率

賦課期日：1月1日

免税点：笠岡市内に同一人が

所有する固定資産の各々の

課税標準額が次の金額未満

の場合、課税されません。

土地30万円 家屋20万円

納付：都市計画税と固定資産

税とは同一の納税通知書で

お願いしています。

問合せ

税務課 ☎21118

第20回笠岡市生涯学習フェスティバル

とき：2月1日(日)

9時30分～15時45分

ところ：市民民館

大会テーマ：「学びあう

友が集まる まちづくり」

内容：地区公民館、各種団体

などによる舞台発表、パネ

ル・作品展

○講演

テーマ：郷土の先人に学ぶ

講師：定兼 学

演題：早川代官



問合せ：生涯学習課

☎21153

薬局での待ち時間

気になりませんか？

クローバー薬局・エース薬局・アイ薬局では、FAXでの処方せん受付もおこなっております。各医療機関より処方せんをFAXしていただくことで待ち時間を短縮することができます。ぜひ、ご利用下さい。

※来局の際には、必ず処方せんをお持ち下さい。



《FAX番号》

クローバー薬局

0120-63-1976 (Tel0865-62-0089)

笠岡市二番町3-5※笠岡第一病院診療所裏

エース薬局

0120-234-331 (Tel0865-63-1189)

笠岡市二番町7-8※武田耳鼻咽喉科医院裏

アイ薬局

0120-021-081 (Tel0865-63-0089)

笠岡市五番町3-5※永山眼科クリニック横